

日々の生活に関すること

1 住まいのこと

相談窓口について				緊急			
すまいの相談窓口			P60	母子緊急一時保護事業			P60
かながわ外国人すまいサポートセンター			P17				
新たに住居の確保をしたい							
公営住宅等住居				保証人がいない			
市営住宅			P60	居住支援制度			P60
県営住宅			P60	金銭面等に不安がある			
母子生活支援施設			P13	住居確保給付金			P61
				母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業			P25

2 家事支援に関すること

ひとり親家庭等日常生活支援事業（エンゼルパートナー制度）	P44	家事援助サービス（シルバー人材センター）	P63
------------------------------	-----	----------------------	-----

3 生活支援講座に関すること

母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業（生活支援講習会）	P63
------------------------------	-----

4 悩みを共有できるひとり親家庭の仲間づくり

つくし会（（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会）	P63	シングルマザーのための「ひまわりフェスタ」（相談会&交流会） （川崎市男女共同参画センター（すくらむ 21））	P63
------------------------	-----	--	-----

5 各種相談窓口

その他、日々の生活に関してのお困りの際は、相談窓口一覧（P64）を参考に、各相談窓口にお問い合わせください。



1 住まいのこと

(1) 相談窓口

住み替え先となる物件情報の提供や、必要な支援先との連携等、住まい探しの困りごとをサポートします。

ア：すまいの相談窓口 【開所時間】 8:30～12:00、13:00～17:00
【休所日】 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)
【所在地】 川崎区砂子1-2-4 川崎市住宅供給公社内2階窓口

【問合せ】 044-244-7590

※窓口での相談を希望される場合は、必ず事前にご連絡ください。

イ：かながわ外国人すまいサポートセンター

(再掲) (外国人の方) P17 参照

(2) 公営住宅

ア：市営住宅 市営住宅では、年4回(6月・9月・12月・3月)入居者の募集を行っております。20歳未満の子を持つひとり親家庭で住宅にお困りの方については、優遇倍率を設けています。優遇倍率の適用など入居に関するご質問などはお問い合わせください。

【問合せ】 川崎市住宅供給公社市営住宅管理課 044-244-7578

イ：県営住宅 ひとり親家庭で住宅にお困りの方については、入居に際して優遇倍率を設けております。優遇倍率の適用など入居スケジュール等のご質問などはお問い合わせください。

【問合せ】 (一社) かながわ土地建物保全協会 公営住宅課入居者募集担当
045-201-3673

(3) 母子緊急一時保護事業

緊急な保護を必要とする母子等を母子生活支援施設に保護します。

また、その間に必要な生活用品を貸与又は現物給付いたします。

【問合せ】 各区地域みまもり支援センター地域支援課地域サポート係

(4) 母子生活支援施設

(再掲) P13 参照

(5) 居住支援制度

民間賃貸住宅を借りようとする際、家賃などを支払うことができるにもかかわらず、保証人がいないために住宅を借りられない場合に、入居機会の確保と居住の安定を図ることを目的とした制度です。

- 川崎市の指定する保証会社が、滞納家賃や退去後の原状回復費や残置家財などの処分費の金銭的な保証を行います。
- 川崎市や支援団体などが、入居者の見守りなどを行います。

利用できる方

ひとり親世帯（市内在住で、20 歳未満の子と同居し配偶者のいない方又は児童扶養手当を受けている方）

その他要件

- ①給与、年金などの安定した収入や生活保護費で家賃等の支払いができる方
- ②自立した生活ができる方
- ③原則、国内に在住している親族などの緊急連絡人を確保できる方

【利用料等】

2 年分の保証料として、月額家賃に共益費を加えた額の 35% を入居時及び更新時に一括して保証会社へ支払っていただきます。
また、2 年間の特約付火災保険に加入していただきます。

【問合せ】 川崎市住宅供給公社 044-244-7590、まちづくり局住宅整備推進課 044-200-2997

（6）住居確保給付金

【家賃補助】

離職・廃業の方又は就業機会が減少し離職・廃業と同程度の状況の方で、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の住居確保給付金を支給するとともに、支援員による相談支援等を行い、住居の安定及び就労機会の確保を目指します。

利用できる方

- ①申請時、離職・廃業後 2 年以内（要件に当てはまる場合は最大 4 年以内）または、給与等を得る機会が個人の責めに帰すべき理由・都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方
 - ②離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していた方
 - ③申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、次の金額以下であること。22 歳以下かつ就学中の者の収入は含まない。
 - 単身世帯：8.4 万円に家賃額（5.37 万円が上限）を加算した額
 - 3 人世帯：17.2 万円に家賃額（6.98 万円が上限）を加算した額
 - 2 人世帯：13.0 万円に家賃額（6.4 万円が上限）を加算した額
 - 4 人世帯以上はお問合せください。
 - ④申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、次の金額以下であること。
 - 単身世帯：50.4 万円
 - 2 人世帯：78 万円
 - 3 人世帯以上：100 万円
 - ⑤公共職業安定所等へ求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
 - ⑥住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方（賃貸住宅に入居している方）
 - ⑦自治体を実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
 - ⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- ※詳細はお問合せください。

【転居費用補助】

離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮した住居を喪失している又は喪失するおそれのある方に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給し、家計の改善に向けた支援を行います。

利用できる方

- ① だい JOB センターで実施する家計改善支援事業において、その家計の改善のために次のいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められる方
 1. 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が減少する場合を含む。）、家計全体の支出の削減が見込まれる方
 2. 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加する（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する月額よりも転居後に賃借する住宅の一月当たりの家賃が増加する場合を含む。）が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれる方
 - ② 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（世帯収入額）著しく減少し、経済的に困窮し、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方
 - ③ 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内である方
 - ④ 申請日の属する月において、世帯の生計を主として維持していた方
 - ⑤ 申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、次の金額以下であること。22歳以下かつ就学中の者の収入は含まない。
 - 単身世帯：8.4 万円に家賃額（5.37 万円が上限）を加算した額
 - 3 人世帯：17.2 万円に家賃額（6.98 万円が上限）を加算した額
 - 2 人世帯：13.0 万円に家賃額（6.4 万円が上限）を加算した額
 - 4 人世帯以上はお問合せください。
 - ⑥ 申請日の申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計が次の金額以下であること。
 - 単身世帯：50.4 万円
 - 2 人世帯：78 万円
 - 3 人世帯以上：100 万円
 - ⑦ 自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
 - ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- ※詳細はお問合せください。

【相談・申請】 だい JOB センター（川崎市生活自立・仕事相談センター） 044-245-5120

（7）母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業

（再掲）P25 参照

2 家事に関すること

（1）ひとり親家庭等日常生活支援事業（エンゼルパートナー制度）

（再掲）P44 参照

(2) 家事援助サービス（シルバー人材センター）

掃除、洗濯、調理、買い物等の家事援助を登録会員が有料で行います。詳細は各事業所にお問い合わせください。

【問合せ】 川崎・幸・中原区：南部事務所 044-222-1550
高津・宮前区：中部事務所 044-822-5031
多摩・麻生区：北部事務所 044-980-0131

3 生活支援講座に関すること

(1) 母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業（生活支援講習会）

養育費セミナーやヨーガ、フラダンスなどの講習会、ひとり親家庭応援フェスタ等を実施しています。

【問合せ】 母子・父子福祉センターサン・ライヴ 044-733-1166

4 シングルマザーの仲間づくり

(1) つくし会（（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会）

「つくし会」は一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会の愛称で、母子家庭等の自立促進・生活安定のために、お互いに助け合い、励まし合いながら活動している団体です。会員同士の交流が盛んで、親子で参加できる交流会や遠足等、年間を通して様々なイベントを企画しています。

川崎市 つくし会

検索

【入会方法】 ● 入会申込書と会費（800 円）を添えて、直接事務局へ申込み
● 入会申込書と会費（切手 84 円×10 枚）を添えて、事務局へ郵送で申込み
● お住まいの各地区母子寡婦福祉会の役員（お問い合わせください。）へ申込み

【問合せ】 （一財）川崎市母子寡婦福祉協議会 044-733-1166

(2) シングルマザーのための「ひまわりフェスタ」（相談会＆交流会） （川崎市男女共同参画センター（すくらむ 21））

現在シングルマザーの方、またはこれからシングルマザーになるかもしれない方を対象に、仕事のこと、子どものこと、時間やお金のことなどの悩みの解決に役立つ相談会や情報提供を行い、その後、参加者同士が情報交換をできる交流会を行います。（保育付）

【問合せ】 川崎市男女共同参画センター（すくらむ 21） 044-813-0808